

確定申告 正しく 早めに 市・県民税申告

2/16_火～3/15_月

土・日曜日、祝日を除く

☎確定申告について 島田税務署 ☎37-3121

☎市・県民税申告について 課税課 ☎36-7140

ところ／地域交流センター^{ほぼろ}歩歩路 多目的ホール

開設時間／午前9時～午後5時

期間中の申告相談は、申告会場のみ受け付けとなります。会場の混雑が予想されますので、e-Taxによる申告や郵送などによる申告書の提出にご協力ください。

なお、新型コロナウイルス感染症や災害等の状況により申告会場を閉鎖する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

感染 防止

来場の際は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に、ご理解とご協力をお願いします。

- 発熱がある人や体調の優れない人は、来場を控えてください。
- 会場への入場には、入場整理券（当日配布分または事前予約分）が必要です。
- 必ずマスクを着用し、入口等で手指アルコール消毒

液をご利用ください。

- 入場の際に検温を実施し、37.5℃以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。
- 筆記用具および計算器具を持参の上、できる限り少人数でお越しください。
- 会場には、無料駐車場はありません。市役所駐車場または公共交通機関をご利用ください。

入場 整理

入場整理券について

- 入場整理券は当日会場配布します。枚数に限りがあるため、後日の来場をお願いする場合があります。
- 入場整理券は、国税庁LINE公式アカウントから事前発行（市・県民税申告を除く）できます。
- 入場の際、当日配布した入場整理券かLINE手続きで表示される「申込完了」画面を確認しますので、必

ずお持ちください。

- 入場整理券には、会場への入場時間が記載されています。必ず指定時間に、会場へお越しください。
- 指定時間に遅れると、入場できない場合があります。また、会場の混雑状況により、指定時間どおりにご案内できない場合があります。



LINE QR

持ち物

【共通】 所得税の確定申告／市・県民税の申告

確認

- 令和2年中の収入が分かる書類／◎各種源泉徴収票の原本・収支内訳書・青色申告決算書など
- 納付証明書／◎国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料など
- 控除証明書／◎生命保険料・地震保険料など
- 障害者控除を受ける人／◎該当者の各種障害者手帳◎または長寿介護課が発行する障害者控除対象者認定書 ☎☎34-3294
- 配偶者や扶養親族の所得が分かる書類
- 医療費控除を受ける人／◎医療費控除の明細書◎または医療保険者が交付した医療費通知（領収書の添付は不可）

- 寄付金（ふるさと納税など）控除を受ける人／◎寄付先と寄付額を証明する書類
- ◎手続きをする人（来場する人）の公的身分証明書顔写真あり／運転免許証・パスポートなど1点
- 顔写真なし／被保険者証・年金手帳など2点
- ◎申告者・扶養親族のマイナンバーカードか通知カード
- ◎印鑑（スタンプ印不可）
- ◎確定申告のお知らせ（税務署からのハガキ）
◎または令和3年度市民税・県民税申告書
※前年の控えがあると便利です。

!! 医療費控除を受ける人は、あらかじめ「医療費控除の明細書」の作成をお願いします。

【追加】 所得税の確定申告

- 所得税の還付を受ける人／◎預金口座番号（申告者本人名義）の分かるもの

【追加】 市・県民税の申告

- ◎委任状（世帯外の人が代理で申告する場合）

確定申告

確定申告が必要な人

- 事業・不動産・譲渡などの所得があり、所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
 - 給与収入が2,000万円を超える人
 - 給与所得があり、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
 - 2カ所以上から給与をもらっている人 など
- ※公的年金の収入額が400万円以下で、それ以外の

所得の合計額が20万円以下の人は、所得税の還付を受ける場合を除き確定申告は不要です。
※事前登録することで、パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成・送信することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。
スマホからなら、QRコードが便利です。



確定申告

検索

国税庁QR

市県民税

市・県民税申告が必要な人

- 令和3年1月1日現在、市内に居住し、次のいずれかに該当する人(原則、確定申告をする人を除く)
 - 事業、不動産、その他の収入(太陽光発電による売電収入や内職収入など)があった人
 - 社会保険料控除や医療費控除など各種控除を受けようとする人
 - 勤務先から「給与支払報告書」が島田市に提出されていない人
 - 年末調整をした上で、給与所得または公的年金以

- 外の所得が20万円以下の人 など
 - ②収入がない人で、次のいずれかに該当する人
 - 所得課税証明書が必要な人
 - 国民健康保険税の軽減や高額療養費の支給申請、国民年金保険料免除申請を行う人 など
- ※郵送で申告書を提出する場合は、記入・押印漏れが無いか確認し、添付書類(源泉徴収票・各種控除証明書など)とともに、課税課宛にお送りください。申告書は、市ホームページからダウンロードできます。

住宅控除

住宅借入金等特別控除説明会のお知らせ

新たに住宅ローン控除を受ける人を対象とした説明会です。その場で申告書の作成・提出ができますので、必ず必要書類をお持ちください。
とき/2月12日(金)・15日(月)
ところ/地域交流センター歩歩路 多目的ホール

開設時間/午前9時~午後5時
必要書類/登記事項証明書・契約書の写し・年末残高証明書など
※入場には、入場整理券(当日配布分・事前予約分)が必要です。金谷・川根地区の人は12日(金)、それ以外の地区の人は15日(月)を目安にお越しください。

出張相談

【完全電話予約制】出張申告および税理士による無料税務相談所(金谷会場)のお知らせ

予約受付期間内に、課税課までご連絡ください。ただし、相談内容が複雑な場合(譲渡所得や収入金額等が高額な人)や贈与税の申告を除きます。
とき・ところ
2月24日(水)~25日(木) 川根支所大会議室(2階)
2月26日(金) 金谷公民館みんくる 集会室(2階)

開設時間(共通)/午前9時30分~午後3時(25日(木)のみ正午まで)
予約受付期間/2月1日(月)~19日(金) 午前9時~午後5時15分
予約可能人数/川根会場 = 64人、金谷会場 = 72人
※予約時間の指定は、午前または午後のみで先着順です。数が上限になり次第、予約受付を終了します。

長寿介護課からのお知らせ

☎ 34-3294

医療費控除/6カ月以上寝たきりの人のおむつ代医療費控除には、主治医が発行する証明書が必要です(2年目以降は長寿介護課が発行する確認書)。
障害者控除対象者認定書/介護認定を受けている65歳以上で、介護2以上の人は「障害者控除」を受けられる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

島田税務署からのお知らせ

所得税および復興特別所得税、贈与税の申告と納税は、3月15日(月)までです。個人事業主の消費税および地方消費税の申告と納税は、3月31日(水)までです。
確定申告電話相談センター/3月15日(月)まで、確定申告に関する質問や相談に応じます。
【利用方法】①島田税務署にダイヤル
②音声案内に従い「0」を選択